

## 比治山大学奨学生細則

(目的)

**第1条** この細則は、比治山大学諸納付金納入規程第3条の2第1項の規定に基づき、奨学生の選考等に関し必要な事項を定める。

(奨学生)

**第2条** 比治山大学大学院、比治山大学及び比治山大学短期大学部（以下「本学」という。）の学生で、勉学意欲がありながら、経済的な理由で修学が困難な者を奨学生として採用し、奨学金を給付することにより、経済的負担を軽減し、学生の勉学を支援する。

2 奨学生は、学生の申請に基づき、申請者のうちから選考の上、予算の範囲内で採用する。

3 奨学生に採用された者には、授業料の2分の1以内の金額を給付する。

(選考委員会)

**第3条** 奨学生の選考は、次の各号に定める者で構成する奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(1) 副学長

(2) 学部長及び短大部長

(3) 事務局長

(4) 学生委員長

(5) 学生支援課長

2 委員会の委員長は、副学長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(適用制限)

**第4条** この細則は、比治山大学諸納付金納入規程第3条の2第1項に規定する、諸納付金の減免を受けている学生及び長期履修学生には適用しない。ただし、スカラシップ入学試験の入学生は減免期間終了後は申請できる。

(採用期間)

**第5条** 奨学生は、学年ごとに採用する。ただし、1年次入学生及び3年次編入学生は、入学年度に限り後期のみの採用とする。

2 比治山大学を卒業し引き続き比治山大学大学院に入学した者、及び比治山大学又は比治山大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）を卒業し引き続き専攻科に入学した者は、前項ただし書きの規定は適用しない。

（採用決定）

**第6条** 奨学生の採用は、第3条の選考に基づき学長が決定する。

（採用取消）

**第7条** 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、採用を取り消すことができる。

- (1) 奨学生辞退の申し出があったとき
- (2) 申請内容に重大な誤りが発見されたとき
- (3) 休学又は退学したとき
- (4) その他、奨学生としてふさわしくないと認められたとき

2 前項の規定により、奨学生の採用を取り消された者は、給付された奨学金を返還しなければならない。

（責務）

**第8条** 奨学生に採用された者は、学業に専念するとともに、本学の行事等に積極的に協力しなければならない。

2 奨学生は、活動報告書を学年末の指定する期日までに学長に提出しなければならない。

（事務）

**第9条** 奨学生選考委員会の事務は、学生支援課において処理する。

（実施要項）

**第10条** この細則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

**附 則**（平成22年3月26日制定）

この細則は、平成22年3月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

**附 則**（平成23年1月31日改正）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以降入学した者に適用する。

**附 則**（平成23年9月28日改正）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年12月16日改正）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月27日改正）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月28日改正）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年1月27日改正）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月27日改正）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。